



いわき市下水道等施設へのウォーター P P P 導入基本方針

【ウォーター P P P 導入の基本的な考え方と事業の概要】

令和 8 年 7 月 2 1 日

いわき市 生活環境部 生活排水対策室



< 基本方針とは >

本市では、下水道事業の持続可能な運営に向けて、民間事業者のノウハウや創意工夫を活用した、新たな官民連携方式である「**ウォーターPPP**（以下、WPPP）」について、これまでマーケットサウンディング（説明会、アンケート、個別対話）を行いながら、導入に向けた検討を進めてきました。

この「**基本方針**」は、本市のWPPP導入の基本的な考え方や事業の概要を取りまとめたものです。

目次

1. WPPP導入の背景・目的	P 3
2. WPPPの導入にあたっての基本的な考え方	P 4
3. WPPP事業の概要	P 5
4. 事業単位	P 6
5. WPPP対象業務	P 7
6. バンドリング（他分野連携）	P 8
7. 今後のスケジュール	P 9
8. 関連資料リンク集	P10

1. WPPP導入の目的・背景

【本市の下水道事業の課題】



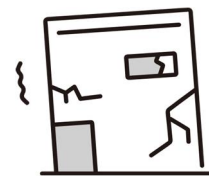
担い手の減少



下水道
使用料の減収



施設の老朽化



災害への備え

下水道事業を取り巻く環境は厳しさを増している

【本市の下水道事業が目指すところ（経営戦略）】

人口減少、下水道使用料の減収の課題がある中でも・・・

✓ 老朽化対策、自然災害対策の強化 を図り

✓ 住民サービスの維持・向上、安全・安心な暮らし の実現を目指す



民間のノウハウや創意工夫による、持続可能な維持管理体制を構築するため

ウォーターPPPを導入する

2. WPPPの導入にあたっての基本的な考え方



これまでのマーケットサウンディング※（説明会、アンケート、個別対話）の結果を踏まえた、WPPP導入の基本的な考え方

※これまでの経緯については、別紙「参考資料」をご参照ください

① 将来の事業経営を見据えた維持管理体制の構築

✓施設の老朽化や技術者確保等の課題解決に向けて、官民連携による持続可能な体制を構築します

② 本市の広域性を考慮した導入対象区域の選定

✓広域性等を踏まえ、対象区域を限定して導入します
（将来的には段階的な拡大を検討）

③ 官民双方の技術力の維持・継承に留意

✓地元事業者や市の技術力の維持・継承のため、工事や設計の一部について、市からの直接発注を継続します

3. WPPP事業の概要



WPPPは処理区を限定し、
中部・南部処理区に導入します

事業方式

ウォーターPPP レベル3.5更新支援型

維持管理を中心とした業務とします（施設の更新（改築）は含まない）※

※PFI事業契約に該当しない

対象範囲

中部・南部処理区（対象面積：約3,198ha）※

本市の広域性等を踏まえ、対象区域を限定して導入します

※この他、雨水排水施設も対象



対象施設

全施設（管路：約733km、ポンプ場：33施設、処理場：2施設）※

各事業者の連携により業務効率化や緊急時の体制強化を図ります

※雨水排水施設も対象

事業期間

10年※（R10～R19）

※WPPP要件として原則10年

安定した維持管理体制確保や事業者の創意工夫のしやすさ等を考慮し長期とします

対象施設の情報については、別紙「参考資料」をご参照ください

4. 事業単位



- ✓ 令和10年度よりWPPPと包括委託を実施します
- ✓ 将来の事業単位は統合を検討します

【中・南部処理区】 (WPPP)

対象施設：管路と処理場・ポンプ場一体
事業方式：更新支援型
事業期間：10年（R10～R19）
概算事業費：12億円/年※

【北部処理区】 (包括委託)

対象施設：管路
事業期間：3年（R10～R12）
概算事業費：2億円/年※

対象施設：処理場・ポンプ場
事業期間：3年（R10～R12）
概算事業費：6億円/年※

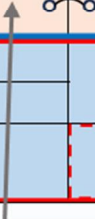
STEP 1

R10～R12			
処理区	施設区分		
	管路	処理場	ポンプ場
北部	R10～R12	R10～R12	
中部	新市街地	R10～R19	
	上記以外		
南部		(R11～R19)	

包括委託から開始

WPPPを導入

STEP 1+

R13～R19			
処理区		施設区分	
		管路	処理場
北部			
中部	新市街地		
	上記以外		
南部		(R11～R19)	

包括委託の統合を検討

検証

STEP 2

将来【統合した場合】

処理区	施設区分		
	管路	処理場	ポンプ場
北部			
中部	新市街地		
	上記以外		
南部			

※概算事業費は、R6事業費から算出した参考値であり、
統括管理費、処理場・ポンプ場の電気代等は含めていない
また、契約額を確約するものではない

将来的な対象区域の統合にあたっては、
WPPP第1期期間(R10～R19)の
**事業効果等の検証や社会情勢（人口動態、
経済状況など）を踏まえながら検討を行う**

5. WPPP対象業務



- ✓ 維持管理を中心とした業務を対象とします【更新支援型】
- ✓ 導入効果を見込める、その他業務についても対象とします

【WPPP導入対象業務】

ウォーターPPP

業務分類	管 路	処理場・雨水ポンプ場
統括管理業務	一元管理	データ管理 更新計画案含む
運転管理業務		運転操作 水質管理 ユーティリティ調達管理
計画的維持管理業務	巡視 点検 調査 清掃 修繕	
住民対応・故障対応業務	苦情受付 現地確認 緊急調査 緊急清掃 緊急修繕	
計画策定業務	修繕・改築計画策定業務（ストックマネジメント計画策定）	※全処理区対象
その他業務	汚泥運搬(処理場・産廃) 公共污水桝設置(一部) 排水設備設計審査・検査 耐震診断(管路) 不明水対策 浸水対策基本計画策定 災害対応	

※次の工事や設計は、地元事業者や市の技術力の維持・継承のため、直接発注を継続する

管渠改築、耐震工事 管渠築造工事 管渠改築設計 公共污水桝設置(一部)
 ポンプ場等の改築、耐震工事 ポンプ場等の改築設計

6. バンドリング（他分野連携）



地域汚水処理事業と農業集落排水事業の「管路施設」のみを対象とします

対象地区

- ・ 地域汚水処理事業 4地区（草木台、洋向台、南台、勿来白米）
- ・ 農業集落排水事業 2地区（遠野、渡辺）

※南部下水道管理事務所管轄地区

対象業務

- ・ 地域汚水処理事業 管路施設の維持管理（処理施設は対象外）
- ・ 農業集落排水事業 管路施設の維持管理（処理施設・中継ポンプは対象外）

マーケットサウンディングでは、

- ✓ 「地域汚水処理事業（以下、地域）」及び「農業集落排水事業（以下、農集）」の処理施設は、公共下水道と処理方式や規模が異なり、導入効果が期待できない
- ✓ 「地域」及び「農集」の処理施設は、地元事業者による適正な管理が可能
- ✓ 「ポンプゲート（河川施設）」及び「農業用排水機場」の運転操作業務については、市内外事業者の参入意欲が低い

このことから ▼

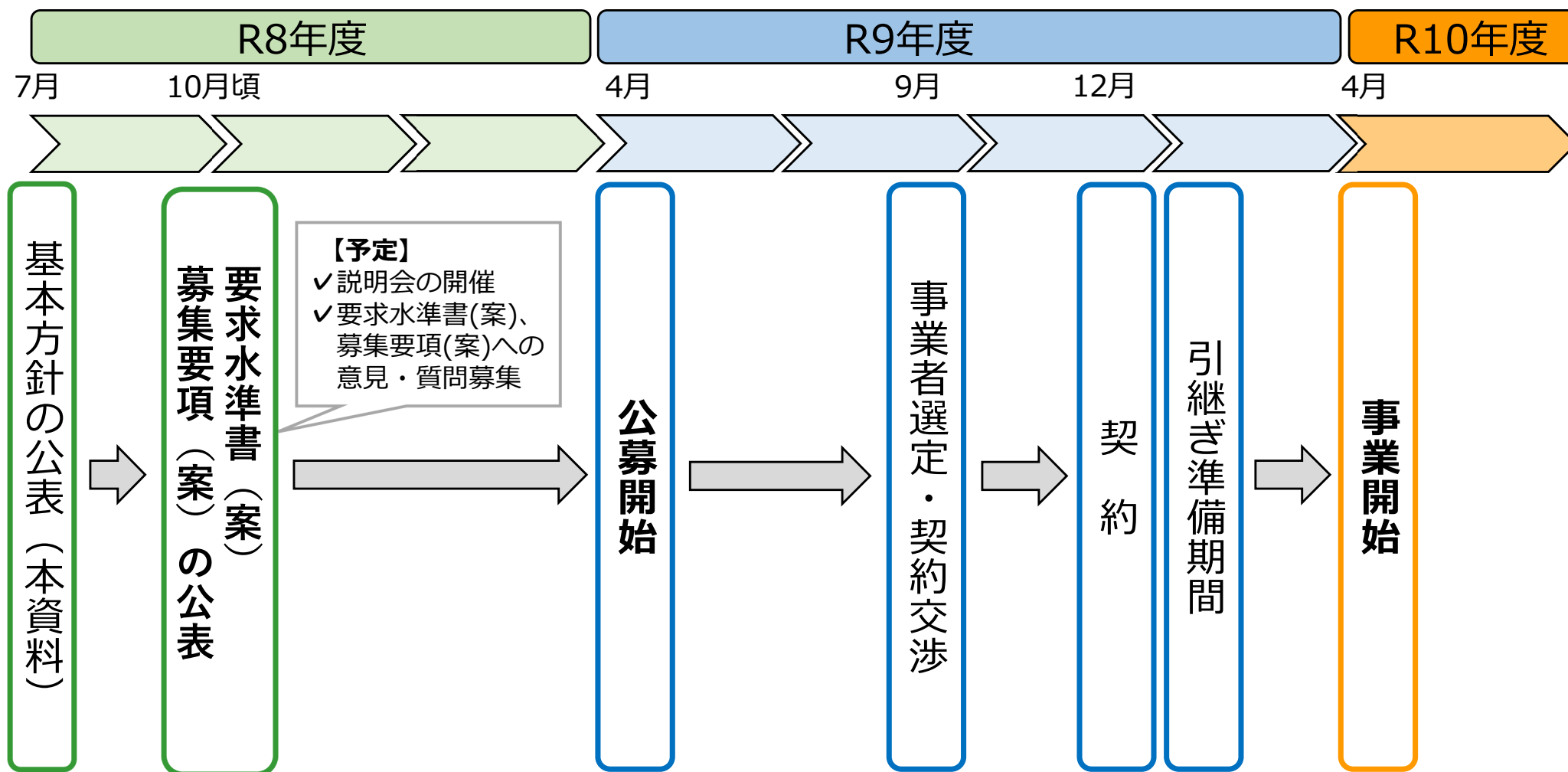
「地域」及び「農集」の「処理施設」「中継ポンプ」、
「ポンプゲート（河川施設）」及び「農業用排水機場」は対象外とする

7. 今後のスケジュール

【予 定】



- ✓ 令和8年 10月 要求水準書（案）及び募集要項（案）の公表
- ✓ 令和9年 4月 公募開始
- ✓ 令和10年 4月 事業開始



【マーケットサウンディング関係資料（いわき市HP）】

- ・ **第1回説明会資料（開催日：令和7年5月30日）**
<https://www.city.iwaki.lg.jp/www/contents/1741653775533/simple/siryou1.pdf>
- ・ **第2回説明会資料（開催日：令和8年3月25日）**
<https://www.city.iwaki.lg.jp/www/contents/1741653775533/simple/2setumeikaisiryou.pdf>
- ・ **第1回アンケート結果（実施期間：令和7年3月31日～令和7年4月21日）**
https://www.city.iwaki.lg.jp/www/contents/1741653775533/simple/siryou2_syusei.pdf
- ・ **第2回アンケート結果（実施期間：令和8年3月25日～令和8年4月15日）**
<https://www.city.iwaki.lg.jp/www/contents/1741653775533/simple/annke-tokekka.pdf>

【ウォーターPPP関連リンク】

- ・ **「官民連携（PPP/PFI）の活用」（国土交通省HP）**
https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewerage_tk_000585.html
- ・ **「PPP/PFI推進アクションプラン（令和8年度改定版）」（内閣府HP）**
https://www8.cao.go.jp/pfi/actionplan/action_index_r8.html

本資料に関するお問い合わせ先

担当：いわき市 生活環境部 生活排水対策室
下水道事業課 計画管理係

Eメール：gesuidojigyo@city.iwaki.lg.jp